

る被害者支援ネットワークの構築を目指している。

4 韓国～家庭内暴力対策関連二法～

家庭内暴力など女性に対する暴力の被害者保護を目的とした社会運動は、一般に、女性団体の活動に依るところが大きい。韓国もその例外ではない。特に、韓国では、1987年、23の女性団体による韓国女性団体連合が発足してからは、女性の権利確立と地位向上を目的とした立法活動が展開されている⁴⁸。その成果の一つが、1994年の性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律である⁴⁹。また、1995年に成立した女性発展基本法では、性暴力犯罪の予防や被害者の保護と並んで、家庭内暴力に対する施策が国と地方自治体の責務であることが謳われている（25条2項）。こうした女性団体による立法運動のなかで1997年に成立したのが、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法⁵⁰—以下、処罰法という—と家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律⁵¹—以下、保護法という—の家庭内暴力対策関連二法である⁵²。

(1) 処罰法の特徴

処罰法は、被害者の一時的な保護を図りながら、環境の調整と加害者の矯正を通じて、「家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成する」ことを目的としている（処罰法1条）。香港、シンガポール、マレーシアの家庭内暴力関連法で採用されている禁止命令が被害者の一時的な保護という限定的な機能しか果たすことができず、かといって、自由刑を中心とした伝統的な刑罰では、被害者の保護には資するものの、却って家庭そのものの崩壊につながる可能性が高い。そこで、刑事手続や民事手続とも異なる家庭保護事件手続という特別手続を刑事司法制度内に創設し、被害者の保護と加害者の矯正によって家庭の再生を図ろうというのが処罰法の基本的理念である。即ち、処罰法は、被害者の一時的な保護に止まらず、家庭内暴力の根本的解決をその最終目標とするものであ

⁴⁸ 韓明淑（山口明子訳）「韓国の女性政策決定過程における女性運動の役割—「性暴力特別法」制定運動の事例を中心として—」女性学5号（1997）93頁以下。

⁴⁹ 1994年1月5日法律第4702号。1995年1月5日改正時点の邦訳が、張明子訳（趙均錫・浅野義正監修）「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律（性暴力特別法9）」女性学5号（1997）108頁以下に、また1998年12月28日改正時点の邦訳が、法務総合研究所『研究部資料44』（1999）にある。

⁵⁰ 家庭暴力犯罪의 處罰 등에 관한 特例法（1997年12月13日法律第5436号）。99年1月21日に一部改正が行われている。

⁵¹ 家庭暴力防止 및 被害者保護 등에 관한 法律（1997年12月31日法律第5487号）。これら2法の邦訳が、拙訳「韓国・家庭内暴力対策関連2法[邦訳]」法学研究71巻12号（1998）61頁以下、法務総合研究所『研究部資料44』（1999）にある。

⁵² 処罰法の概要については、拙稿「韓国における『家庭暴力犯罪処罰特例法』の概要—家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して—」更生保護と犯罪予防133号（1999）8頁以下を参照されたい。

り、その意味で、他のアジア諸国で採用されている制度とはその理念を異にする新しい試みであると言ってよい。シンガポール、マレーシア、台湾で採用されている受講命令にも加害者の矯正にもこうした一面があることは否定できないが、韓国の制度は刑事手続に対する特別手続であるのが特徴である。

(2) 家庭保護事件手続の対象

「家庭内暴力犯罪」が、処罰法が定める家庭保護事件手続の対象となる。しかし、処罰法に新しい構成要件が規定されている訳ではなく、「家庭内暴力」のうち、傷害、暴行、遺棄、虐待、逮捕、監禁、脅迫、名誉毀損など刑法上の罪や児童福祉法上の罪に該当する行為が「家庭内暴力犯罪」として、本法の対象となるのである。ここでいう「家庭内暴力」は、「家庭構成員間の身体的、精神的又は財産的な被害を伴う行為をいう」とされている(処罰法2条1号)。犯罪の客体としての家庭構成員には、配偶者、自己(加害者)又は配偶者の直系尊卑属、継父母、非嫡出子、同居の親族のほか、事実上の婚姻関係や養親子関係にある者、さらに以上の関係が過去にあった者が含まれる。従って、配偶者間暴力のみならず、児童虐待や高齢者虐待なども対象となり、処罰法の保護が及ぶ範囲は非常に広範なものとなっている。

しかしながら、家庭の回復を目的とする処罰法を、既に離婚した夫婦間の暴力にまで適用することに意義があるのかどうかは疑わしい。けだし、このような場合には、通常の刑事手続で事足りるはずだからである。もっとも、こうした事案でも、家庭保護事件手続において取られる応急措置や臨時措置を、民事的な禁止命令の代わりとして用いるということは考えられよう。加害者に対する処分も、刑罰までは必要ないが、何らかの処分が必要だというような事案もあるかもしれない。しかし、加害者と被害者の関係が既に破綻し、被害者が関係の回復を希望していない以上、これらの処分の目的も、家庭の再生ではあり得ず、むしろ加害者の矯正による被害の再発防止に求めざるを得ないであろう。

家庭内暴力犯罪には、殺人、傷害致死、遺棄致死傷などの死亡事件は含まれない。家庭内で発生した事件と雖も、これらの重大事件に対しては刑罰をもって臨まざるを得ず、また、こうした事案では、被害者が家庭の存続を望まなかったり、そもそも被害者の死亡によって家庭そのものが消滅しており、処罰法の趣旨にはそぐわないからである。

強姦や強制醜行(猥褻)の罪も家庭内暴力犯罪から除外されているため、夫婦間における同意のない性交渉や子に対する性的虐待は、処罰法による家庭保護事件手続の対象とはならない。確かに、性的虐待事件のなかには刑罰が相当とされる事件もあろうが、家庭内暴力犯罪に該当する場合でも、家庭保護事件手続を取るか、通常の刑事手続かを取るかは、なお検察官の裁量に委ねられているのであるから、一律、性犯罪を家庭内暴力犯罪の定義から除外することの意義はなかったのではないだろうか。韓国でも、性犯

罪を家庭内暴力犯罪から除外していることに対して批判が加えられている⁵³。

被害者が夫婦関係なり家庭の維持を希望していない場合も、本法の対象にはなり得ないであろう。事案が重大な場合は勿論、家庭内暴力の内容が比較的軽微な場合でも、被害者が家庭の存続を望まない以上、回復すべき「家庭の平和と安定」や育成すべき「健康な家庭」が存在しないからである。事件を家庭保護事件手続に付すか否かの判断にあたって被害者の意思を尊重すべきとしているのは（処罰法9条後段・12条後段）、このためである。こうした被害者の意思を含め、「事件の性質、動機、結果、行為者の性格等」から「保護処分に処することが相当」である事案が、同法による家庭保護事件手続の対象となる。

（3）家庭保護事件手続の概要

処罰法は、刑事訴訟法の特別法であり、家庭暴力犯罪に対しては処罰法が優先的に適用される⁵⁴。

刑事訴追を取るか家庭保護事件手続を取るかの裁量権は検察官が有している。即ち、司法警察官から意見付で送致されてきた家庭暴力犯罪事件について（同7条）、「事件の性質・動機及び結果、行為者の性格等を考慮し・・・保護処分に処することが相当であると認める」とき、検察官は、通常の公訴手続を取らず、家庭保護事件として家庭法院または地方法院に送致することが認められている（同9条）。また、検察官が被疑者を法院に起訴した場合でも、法院は、保護処分を相当とするときは、決定をもって事件を管轄法院に送致することができる（同11条）。しかし、家庭保護事件送致や移送の決定においては、被害者の意思を尊重しなければならないものとされている（同9条後段・11条後段）。

被害者を保護する必要がある場合には、司法警察官による応急措置が取られるほか（同5条）、事件送致を受けた検察官は、法院に対し、退去命令か接近禁止の臨時措置と呼ばれる保護的措置を請求することができる（同8条）。また、法院でも、被害者の保護や円滑な調査・審理に必要なときは、これらの臨時措置に加え、加害者の医療機関への委託や留置場または拘置所への留置といった臨時措置を講ずることができる（同29条）。

家庭保護事件の管轄は、原則として家庭裁判所が有する。しかし、韓国では、現在、ソウルにしか家庭法院が設置されておらず、家庭法院の支院もソウルと高陽市にしか設置されていないため、家庭法院がない地域では地方法院が管轄裁判所となる（同10条1項）。

法院は、家庭保護事件の調査・審理にあたり⁵⁵、「医学・心理学・社会学・社会福祉学

⁵³ 한인섭 「가정폭력법에 대한 법정책적 검토」 被害者學研究 7호 123면.

⁵⁴ 少年法（1988年12月31日全改正法律4057号）との関係については、拙稿・前掲注(52)17-18頁を参照のこと。

⁵⁵ 法院における家庭保護事件手続のため、가정보호심판규칙(대법원규칙제 1548호 1998.6.20

その他の専門的な知識を活用し、行為者・被害者その他家庭構成員の性格・経歴、家庭状況並びに家庭暴力犯罪の動機・原因及び実態等を明らかにし、この法律の目的を達成することができる適正な処分がなされるよう努力しなければならない」(同19条)。そのため、法院には、少年保護事件手続のように、家庭保護事件調査官が配置されており、家庭内暴力の動機、原因や実態などに関する調査を命ずることができるようになっている(同20条)。専門家へ意見を照会することもできる(同22条)。

審理は、一人の裁判官が担当する(同10条2項)。検察官は、審理に出席しないため、家庭保護事件手続の審理は職権主義的な構造で進められる。公開審理を原則とするが、私生活の保護や家庭の平和と安定に必要な場合、或いは、善良の風俗を害する虞がある場合には、非公開の決定をすることができる(同32条)。証人たる被害者等も証人尋問の非公開措置を裁判官に請求することができる。

(4) 保護処分の内容

審理の結果、不処分か保護処分の決定がなされる。家庭保護事件として処理することが適当でないことを理由として不処分決定をしたときは、事件を検察官に送致し、改めて刑事手続が検討されることになる(同37条)。これに対し、保護処分には、接近制限、親権行使制限、社会奉仕命令、受講命令、保護観察、保護施設への監護委託、医療機関への治療委託、相談所等への相談委託がある(同40条)。社会奉仕命令および受講命令の期間については100時間を超えることができず、それ以外の保護処分は6箇月を限度とするが、延長も認められる(同41条・45条)。保護処分の決定(その変更や取消し決定を含む)に対しては、加害者等から抗告・再抗告ができる。

保護処分の執行には、保護観察官のほか、司法警察官、法院公務員、調査官などが当たる。被処分者が処分を履行しないとき、法院は処分を取り消して、事件を検察庁に送致しなければならない(同46条)。但し、接近制限処分と親権行使制限処分には、取消しの制度はなく、代わりに刑罰が予定されている(同63条)。

(5) 被害者の法的地位

被害の拡大防止のため、警察による応急措置や法院による臨時措置の制度があることは前述した通りである。但し、法院が職権で臨時措置を取るほか、臨時措置の請求権者は検察官に限られ、民事の禁止命令と異なり、被害者が直接臨時措置を請求することは認められていない。

また、処罰法には、被害者の手続上の地位に関する規定が数多く置かれている。まず、被害者は、保護処分・不処分の決定を含め、手続中の重要な決定に関する通知を受けることができる(同40条4項ほか)。また、家庭保護事件手続に際しては、被害者の意思

제정)が制定されている。

を尊重しなければならず（同9条後段・11条後段）、審理において陳述する機会も保障されている（同33条）。さらに、告訴の特例（同6条）、加害者の不処分決定に対する抗告権（同49条2項）、保護処分取消請求権（同46条）、保護処分終了請求権（同47条）などが認められており、被害者は、加害者に対する処分決定やその執行に自らの意思を反映させることができる。保護処分と言渡しと同時に、被害者に対する損害賠償を命ずる賠償命令の制度もある（同第3章）。また、前述した証人尋問の非公開措置申請のほか、被害者のプライバシーや名誉保護のため、手続関係者による秘密漏泄や人的事項等のマスコミによる報道が禁止されており、しかも、その違反には刑罰が科されている（同18条・64条）。

（6）制度の運用状況

家庭内暴力事件に対する刑事法上の対応には刑罰という選択肢しかなく、後はせいぜい執行猶予に付すといった程度の、言わばゼロかイチかという極端な措置しかとれない我が国にとって、検察官に刑事訴追か家庭保護手続かの裁量権を与え、被害者の保護を図りつつ、刑事手続とは異なる保護的な手続を通じて家庭の再生を目指す韓国の制度は大いに参考になろう。

制度の運用状況であるが、法律の施行後7カ月の間に家庭暴力保護事件（相当）として検察庁が警察から受理した被疑者は2,795人となっており、検察庁での処理人員2,285人のうちの35%が家庭保護事件として法院に送致されている。法院では、家庭保護事件のうち約76%に保護処分が言い渡されており、内訳は、接近制限、保護観察がそれぞれ20%強で、社会奉仕命令・受講命令がこれに続いている。このようにしてみると、施行後まだ日が浅いながらも、家庭保護事件手続は比較的多くの事件に適用されているとみてよいであろう。韓国の検察庁でも、98年9月に、「特例法施行に伴う事件処理に関する指示」を発出し、処罰法による家庭保護事件手続の適用を奨励したり、ソウルや釜山などの地方検察庁において家庭暴力専従検事を指定するなど、制度の積極的な活用を図っている⁵⁶。

しかし、処罰法にも課題がない訳ではない。加害者に対する処分が保護観察や社会奉仕命令といった既存の処分であることから、家庭内暴力という事案に応じた処遇技法の開発を進める必要があろうし、また、これらの処分が果たして家庭内暴力加害者の処遇に有効であるかどうかについても検証していくことが求められよう。

（7）保護法の概要

処罰法とほぼ時期を同じくして制定された保護法は、国と地方自治体に対し、家庭内暴力の防止のため一定の措置を取ることを義務付けている（保護法3条1項）。家庭内暴力

⁵⁶ 拙稿・前掲注(52)39頁。

に関する通報（申告）体制の整備、家庭内暴力の防止に関する研究・教育・広報、被害者保護施設の設置・運営、被害者に対する支援サービスの提供、家庭内暴力の実態調査、関係法令の整備、政策の策定・実施などが、その措置に含まれる。また、これらの措置を実施するため、国と地方自治体は予算措置を取り、また地方自治体は、家庭内暴力の防止に関する業務を担当する機関と担当公務員を置かなければならない（同3条2項・3項）。

さらに、保護法によって、家庭内暴力関連相談所—以下、相談所という—と家庭内暴力被害者保護施設—以下、保護施設という—の設置や業務に関する規定が整備されている。相談所は、家庭内暴力の通報や相談の受付、被害者の臨時保護、医療機関や保護施設への紹介、弁護士会・法律扶助公団などに対する協力や支援の要請、家庭内暴力に関する広報・調査などの業務を行い、保護施設は、相談所の業務に加え、被害者の一時保護、被害者の身体的・精神的安定と家庭復帰などを業務とする（同6条・8条1項）。業務内容に重複はあるが、相談所が相談業務を中心とし、被害者の保護はあくまで短時間のものに限られるのに対し、保護施設は、一定の期間、被害者に衣食住を提供しながら、身辺保護やケアを行うことに主眼を置いている。

国や地方自治体は、相談所や保護施設を設置・運営することができるほか、相談所は、国や地方自治体以外の者でも、市長か道知事への届出により設置・運営することができる。また保護施設は、社会福祉法人その他の非営利法人であれば、市長か道知事からの認可を受けて設置・運営することができる。但し、営利目的で設置・運営することは禁止されており（同15条）、国（保健福祉部）や地方自治体の監督を受ける（同11条・12条）。相談所や保護施設の設置基準や届出・認可等については、保健福祉部令が定める⁵⁷（同5条3項・7条3項）。なお、私立の相談所や保護施設は経済的な基盤が弱いことが予想されることから、これらの施設に対しては、国や地方自治体が経費を補助することができるようになっている（同4条4項・13条）。

5 おわりに

家庭内暴力関連立法を中心に、アジア各国における家庭内暴力被害者の法的保護を巡る現行の制度を概観してきた。各国の制度とも、その方向性や内容を異にし、一概に優劣を付けがたいうえ、制度や運用上の問題を抱え、未だ十分な体制ができているとは言えないながらも、家庭内暴力という共通の社会問題に対応すべく、様々な対策対応を試みている姿が明らかになったと思う。翻って見るに、民事法にせよ、刑事法にせよ、特別立法はおろか、家庭内暴力被害者の保護を目的とした制度の整備すら怠ってきている日本の現状は、残念ながら、アジアの国々よりも遙かに遅れていると言わざるを得ない。

⁵⁷ 가정폭력방지및피해자보호등에관한법률시행규칙(보건복지부제 84 호 1998.11.3 제정).

日本は、何事も「運用の妙」で解決しようとする風潮が強く、新しい制度を作り、その有効性を検証したうえで、それをまた制度に反映させていくことには極めて消極的である。特に、家庭内暴力という法が介入し辛い領域の問題に、こうした日本の消極性が強く反映された結果が今日の状況であろう。家庭内暴力に対しては、例えば、アメリカでも、逮捕優先政策、加害者介入プログラム、家庭内暴力裁判所など様々な試みがあり、こうした欧米の制度についても注目していく必要があるが、日本よりも先を行く同じアジアの各国における取り組みについても、その動向を見守ることが重要である。